○上尾伊奈資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例

令和５年４月１日条例第２０号

上尾伊奈資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）の規定による提出書類等の写し等の交付を受ける者が法の規定に基づき納付する手数料の額その他当該手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（提出書類等の写し等の交付を受ける者が納付する手数料の額等）

第２条　次に掲げる法律の規定により納付する手数料の額は、別表の左欄に掲げる交付の方法及び同表の中欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(1)　法第３８条第６項において読み替えて適用する同条第４項

(2)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２５８条第１項において準用する法第３８条第４項

(3)　法第８１条第３項において読み替えて準用する法第７８条第４項

２　前項に規定する手数料は、法第３８条第１項（地方自治法第２９２条において準用する同法第２５８条第１項において準用する場合を含む。）及び法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。

（手数料の減免）

第３条　法第１１条第２項に規定する審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料の額を減額し、又は免除することができる。

２　法第９条第１項に規定する審査庁が同項第３号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「法第１１条第２項に規定する審理員」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

（準用）

第４条　前条第１項の規定は、法第８１条第３項において読み替えて準用する法第７８条第４項の手数料について準用する。この場合において、前条第１項中「法第１１条第２項に規定する審理員」とあるのは、「上尾伊奈

資源循環組合行政不服審査会条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２５号）第１条の上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会」と読み替えるものとする。

２　前条第１項の規定は、地方自治法第２９２条において準用する同法第２５８条第１項において準用する法第３８条第４項の手数料について準用する。

（手数料の還付）

第５条　既に納付した手数料は、還付しない。ただし、管理者が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第７条　詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

交付の方法	種別	金額
１　書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1)　白黒	用紙１枚につき　１０円
	(2)　カラー	用紙１枚につき　２０円
２　電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1)　白黒	用紙１枚につき　１０円
	(2)　カラー	用紙１枚につき　２０円

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。）Ａ列３番又はＡ列４番とする。

２　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。